

## 第24期佐世保市農業委員会第18回総会議事録

1 開催日時 令和3年11月26日(金) 13時00分から14時15分

2 開催場所 総合教育センター2階 中研修室1、2

3 出席農業委員(17名)

委員 1番	有馬 秀志	委員 12番	伊賀崎 典正
委員 3番	阿波 茂敏	委員 13番	水口 一男
委員 4番	中里 政義	委員 14番	田中 広昭
委員 5番	八並 秀敏(会長)	委員 15番	西尾 政喜
委員 6番	浦 清一	委員 16番	赤木 行秀
委員 7番	川口 勇二	委員 17番	松永 信義(副会長)
委員 8番	小川 憲市	委員 18番	内野 正実
委員 10番	辻 茂樹	委員 19番	大宅 和子
委員 11番	近藤 誠		

4 欠席農業委員

委員 9番 牟田 昇

5 出席推進委員(18名)

針尾地区	原 和文	皆瀬地区	山口 良行
江上地区	北村 憲治	中里地区	永田 富士夫
宮地区	坂口 要	相浦、九十九地区	富川 利光
三川内地区	迎 篤之	吉井地区	末永 広幸
早岐地区	久野 利幸	世知原地区	尾崎 修平
日宇地区	磯本 安男	宇久地区	畠中 辰秀
佐世保地区	松永 豊吉	小佐々地区	松田 眞
柚木地区	宮崎 敦	江迎地区	小川 憲人
大野地区	村田 司	鹿町地区	松田 庄二

6 欠席推進委員

無し

7 農業委員会事務局職員

事務局局長 中里 忠義  
事務局主査 藤 和弘  
事務局主査 岩佐 隆志

事務局主任主事 田中 豊  
事務局主任主事 牟田 雄介

## 8 議事日程

議事録署名委員の指名

第169号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時転用）について  
第170号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農地転用との調整等について  
第171号議案 非農地証明願について  
第172号議案 非農地通知について  
第173号議案 農地法第3条の規定による許可申請について  
第174号議案 納税猶予（相続税）に関する農業経営継続証明について  
第175号議案 農用地利用集積計画（案）について  
第176号議案 農用地利用配分計画（案）について  
第177号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】（案）について  
第178号議案 令和3年度遊休農地所有者への利用意向調査の実施について（案）

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について  
報告2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について  
報告3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について  
報告4 都市計画法に係る開発事前協議開催状況について  
報告5 佐世保市土砂等による土地の埋立て等に関する指導要綱に係る事前協議開催状況について

## 9 会議の概要

副会長 皆さま、こんにちは。佐世保市農業委員会第18回総会を開会いたします。一、開会。  
①会長挨拶。

会長 皆さま、こんにちは。もう第18回ですけれども、本日はご出席いただきありがとうございます。師走に入りまして本格的な寒さになってきましたが、今日は小春日和のいい天気でお忙しかったろうと思いますが、よろしく願いいたします。

世間的には新型コロナの第5波が収まってきておりますが、欧米やイギリスの方では感染者が増えているということで、日本も第6波がないとは言えないと思います。ヨーロッパの方は気温が10度ほど低く、気候も影響していると思います。また、ワクチンを早く打ったことの影響もあるようです。日本も寒くなれば増える可能性があるので、自粛をしながら自らで判断して、少しずつ日常を取り戻していきたいと思います。

研修会につきましては、県外でできるかどうか、県内なら実施できるのか検討しております。先日長与町から日帰りで研修に来られまして対応させていただきました。

今日は、10時半に市長からの意見書に対する回答書をいただきました。15時から、農業会議主催の研修会もごございます。1日がかかりになりますが、スムーズな議事進行により出来るだけ短時間で終わるようご協力いただきたいと思います。本日もよろしくをお願いします。

副会長        それでは②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事務局        はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。在籍の委員18名のうち、本日9番牟田委員から欠席届が提出されていますが、17名の出席により、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条の規定に基づき、本総会が成立していることをご報告いたします。

                なお、推進委員については全員出席となっておりますので、併せて報告いたします。以上です。

副会長        ありがとうございます。それでは、③議事録署名人については、18番 内野正実委員、19番 大宅和子委員、補充として1番 有馬秀志委員にお願いいたします。

議長         それでは早速、議事に入りたいと思います。

                第169号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時転用）について、事務局の説明をお願いします。

事務局        はい、第169号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時転用）について、ご説明します。

                1番、相浦、九十九地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、新田町。地目は、登記田、現況荒地。面積は218㎡です。転用目的は仮設事務所。権利は、賃借権設定、5ヶ月間です。施設は仮設事務所軽量鉄骨造一階建て、建築面積7.92㎡。駐車場4台。耕作者なし。農地区分は、農振外です。

                参考事項としまして、こちらはMR上相浦駅から東に約186mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみ行う。隣地に農地はないため、被害発生のおそれはない。日照通風、建物高を加減、2.6m程度。排水計画、雨水は自然流下。汚水はくみとり。生活雑排水は生じない。

                添付書類は記載のとおりです。農地復元計画書の内容としましては、重機による表土の回復を行う。となっております。

                以上ですが、本案件につきましては、関係する委員の方がおられますので、関係委員には一時退席していただいた上で、先行してご審議していただけたらと考えております。よろしくをお願いいたします。

議長         1番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退室していただき審議をいたします。該当委員は一時退室願います。

～委員退室～

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番相浦、九十九地区。

1 2 番 1 2番伊賀崎です。11月23日に現地を見てまいりました。工事現場に入る所の道路に面した場所で、現在作付けはありません。ちょうど都合のいい場所ということで、一時転用の申請が出たと見てまいりました。以上です。

議 長 それでは、1番の案件につきまして何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第169号議案は許可相当として県に進達いたします。委員は入室願います。

～委員入室～

議 長 続きまして、第170号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農地転用との調整等について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第170号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農地転用との調整等について、ご説明します。

1番、大野地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、松原町の一筆の一部。地目は、台帳畑、現況畑。面積は403㎡です。転用目的は一般住宅用地です。施設は、住宅1棟木造平家建、建築面積133.32㎡。耕作者あり。農地区分は、現在農用地の畑となっていますが、農用地区域からの除外確定後は第2種農地です。こちらは、松原一組公民館付近に位置しています。変更理由は、記載のとおりで、変更内容は、農用地区域からの除外で、一般個人住宅です。

2番、相浦、九十九地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、竹辺町の2筆。地目は、台帳畑、現況畑。面積は2筆合計513㎡です。転用目的は、一般住宅用地、建売住宅で、住宅2棟。耕作者なし。農地区分は、現在農用地の田となっていますが、農用地区域からの除外確定後は第2種農地です。こちらは、竹辺町公民館付近に位置しています。変更理由は、記載のとおりで、変更内容は、農用地区域からの除外で建売住宅の建設です。

3番、相浦、九十九地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、小野町。地目は、台帳田、現況休耕。面積は1,013㎡です。転用目的は、資材置場用地。耕作者なし。農地区分は、現在農用地の田となっていますが、農用地区域からの除外確定後は第2種農地です。こちらは、小野町公民館付近に位置しています。変更理由は、記載のとおりで、変更内容は、農用地区域からの除外で資材置場の整備です。

4番、相浦、九十九地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、小野町。地目は、台帳田、現況遊休農地。面積は405㎡です。転用目的は、一般住宅用地、建売住宅で、住宅5棟。除外対象外の併用地があります。耕作者なし。農地区分は、現在農用地の田となっていますが、農用地区域からの除外確定後は第2種農地です。こちらは、郷頭橋付近に位置しています。変更理由は、記載のとおりで、変更内容は、農用地区域からの除外で建売住宅の建設です。

以上、農用地区域の除外等の申出に関し、佐世保市長より農業委員会に意見照会がなされたものですが、3番については、関係する委員の方がおられますので、関係委員には一時退席していただいた上で、先行してご審議していただけたらと考えております。

総会での審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課に回答します。以上です。

議長 3番の案件は、除外の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退室していただき先行審議をいたします。該当委員は一時退室願います。

～委員退室～

議長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。3番相浦、九十九地区。

12番 12番伊賀崎です。11月23日に富川推進委員と現地を見てまいりました。この現地は休耕となっています。ハウスの残骸がそのままの状態、つるが生えてジャングルのような状態でした。農業を全くしなくなって10年、20年は経っていると思われました。作付け、耕作する人もいないようで、やむを得ないと思いました。

議長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

富川委員 相浦、九十九地区の富川です。いま伊賀崎委員が言われたとおりで、近所の方にも聞きましたが、何も問題はありません。以上です。

議長 それでは、3番の案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。3番の案件につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、3番の案件について審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答します。

委員は入室願います。

～委員入室～

議長 それでは、残りの案件について審議いたします。地区担当委員の調査結果をお願いします。1番大野地区については、牟田委員が欠席のため、柚木地区の小川憲市委員にお願いします。

8番 8番小川です。11月20日に村田推進委員と転用者と行ってまいりました。記載のとおり何も問題ないと見てまいりました。以上です。

議長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

村田委員 大野地区の村田です。小川委員が言われたとおりであり、何も問題はないと見てまいりましたので、よろしくをお願いします。

議長 続きまして、2番、4番相浦、九十九地区。

12番 12番伊賀崎です。11月23日に富川推進委員と現地を見てまいりました。

2番は、現在作付けをしてあります。野菜を3種類ぐらい家庭菜園の延長のような作付けがされていきました。そして、周りはほとんど荒地で、その近くは、数か月前に宅地に転用されて造成が進んでいます。農用地からの除外はやむを得ないと見てまいりました。以上です。

4番の案件ですが、これも11月23日に富川推進委員と現地を見てまいりました。田んぼということですが、作付けはされていませんでした。田んぼの形状も歪で機械を使うには難しいようでした。農用地からの除外はやむを得ないと見てまいりました。以上です。

議長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

富川委員 相浦、九十九地区の富川です。

2番ですが、台帳名義人は高齢で、少しずつ畑をやめようかな、減らそうかなとされているタイミングだそうです。

4番は、田んぼの横に古い家があって、その家も人が住めないような状態で、別に問

題ないと思います。以上です。

議 長 それでは、1番、2番、4番の案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。1番、2番、4番の案件につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第170号議案については、審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答します。

続きまして、第171号議案 非農地証明願について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第171号議案 非農地証明願について、ご説明いたします。

1番、日宇地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、黒髪町の1筆。登記地目原野、現況公衆用道路。面積は132㎡です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項としまして、こちらは黒髪小学校から北西に約560mの位置にあり、農振内白地で、事由の②-3-2に該当します。

2番、大野地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、瀬戸越四丁目の1筆。登記地目田、現況宅地。面積は304㎡です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項としまして、こちらは佐世保愛恵病院西側付近にあり、市街化区域で、事由の②-3-4に該当します。

以上です。ご審議よろしくお願いいいたします。

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いしますが、2番大野地区につきましては、牟田委員欠席のため、柚木地区の小川憲市委員をお願いします。それでは1番日宇地区。

6 番 6番浦です。1番につきましては、11月24日に磯本推進委員と現地確認しました。道路として使っておりまして、何ら問題はないと思います。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

磯本委員 日宇地区の磯本です。今、浦委員が言われたように問題はないと思います。よろしくをお願いします。

議 長 それでは2番大野地区。

8 番 8番小川です。11月20日に村田推進委員と行ってまいりました。宅地にされているということで、問題はないと見てまいりました。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

村田委員 大野地区の村田です。ただいま小川委員が言われたとおり、周りは住宅街で全く農地であるような状態ではありません。以上です。

議 長 それでは、何かご意見等ございませんか。  
はい、中里委員。

4 番 4番中里です。1番日宇の案件で公課証明書とありますが、何でしょうか。

事務局 登記地目が原野で、固定資産税上畑として課税されています。元々周囲が畑で、まとめて畑で課税されていたのだと思われます。現在道となっておりますが、課税上畑のままとなっており、非農地証明願が出ました。課税が農地であることの証明として提出していただいています。

議 長 ほかにご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第171号議案について、非農地証明を交付することとします。続きまして、第172号議案 非農地通知について、事務局の説明をお願いします。

事務局 第172号議案非農地通知についてご説明いたします。

今回の非農地通知案件は、172筆で面積が96,456.41㎡です。これまでの利用状況調査の結果、B判定、山林または原野としていたものです。本総会で承認していただいた分については、所有者に対し非農地通知書を発出し、併せて関係機関に非農地リストを提出いたします。

以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 それでは、本件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)



議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第172号議案について、非農地通知を発出することといたします。

1 5 番 15番西尾です。非農地通知を出すことは問題ありませんが、宇久の案件は私が昨年利用状況調査をした時にB判定をしました。しかし、いつまで経っても非農地通知がほとんど出ていないと思います。なぜ非農地通知が出なかったのでしょうか。

議 長 宇久の案件で、事務局分かりますか。

事 務 局 非農地通知については、調査を行った時点でB判定になった農地が大量にあります。地域を満遍なく割り振りまして発出できる部分を確認しながらしております。利用状況調査でB判定になったものは、全て本来はその年にしなければならないのですが、事務処理上発出できる限界が、毎月200筆程となっております。全てをその年に発出するのが難しいので、分割してできる部分を順次発出しているということで、ご理解いただきたいと思います。

1 5 番 15番西尾です。それは分かるのですが、利用状況調査が終わって、針尾とかは南部の方からずっと出ていた。宇久はまだだと思っていたが、江迎と鹿町が出たので、どうしたのかなと思いました。1年経っても出ないとなると、混乱するので、1年以内に出してもらいたいと思います。

事 務 局 努力して出せる分については、出していきたいと思います。B判定の農地を全て発出するとなると、数年かかります。今、嘱託職員を雇用して事務処理をしていますので、数年かかる見込みですが、嘱託職員がいる間に非農地通知の処理を事務局としても進めていきたいと思います。もうしばらくお待ちください。

議 長 西尾委員、納得はされないかもしれませんが、状況としては数年かかかるようです。嘱託職員が2人いますが、非農地通知を出した後が問題だと思います。どのくらいの方が法務局で手続きをしているのか。自動的になるといいのですが、そのままになる所がかなりあると思います。私の名前が載っているからこれは何かと問い合わせがありますが、なかなか納得してもらえないことがあります。

横道にそれましたが、順番待ちということです。

議 長 ほかに何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 それではないようですので、第173号議案に移らせてもらいたいと思います。  
第173号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、第173号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番、針尾地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、針尾北町の10筆。地目は、登記田、畑、現況田、畑。面積は10筆合計6,783㎡。農振外、農振内白地。権利の種類は所有権移転贈与です。譲受人の経営状況等は記載のとおりです。以上、農地法第3条第2項各号には該当していません。よって許可要件のすべてを満たすものと考えます。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番針尾地区。

1番 1番有馬です。この案件につきましては、11月25日に原推進委員と現地を再度確認しました。譲受人は、譲渡人の息子で、書類関係を精査しました。現地は一部畑で耕作もしているということで、問題はないと確認いたしました。

議長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

原委員 針尾地区の原です。父親からの譲り受けです。米軍の弾薬庫の近くで、農振外になっております。問題はないと思います。

議長 それでは、何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第173号議案については、許可することといたします。  
続きまして、第174号議案 納税猶予(相続税)に関する農業経営継続証明について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、第174号議案 納税猶予（相続税）に関する農業経営継続証明について、ご説明します。

1番、日宇地区。相続人、被相続人は記載のとおりです。特例適用農地の所在は、日宇町の4筆。地目は田、畑。面積は4筆合計2,840㎡。全て市街化区域です。相続開始年月日は平成24年2月22日。引き続き農業に従事していた期間は、平成30年12月27日から令和3年11月26日です。この相続税の納税猶予につきましては、3年ごとに継続の届を税務署に提出することになっておりまして、その届の添付書類として農業経営継続証明が必要となるため、今回総会議案として上程しています。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番日宇地区。

6番 6番浦です。1番の案件につきまして、11月7日に磯本推進委員と現地を確認しました。後継者もおられまして、4筆とも立派に耕作されていました。何も問題ありません。以上です。

議長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

磯本委員 日宇地区の磯本です。今、浦委員が言われたように、何も問題ありません。よろしくお願いたします。

議長 それでは、何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第174号議案については、農業経営継続証明書を交付することといたします。

続きまして、第175号議案 農地利用集積計画（案）について、事務局より説明をお願いします。

事務局 第175号議案 農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。利用権の設定は、針尾地区1件、吉井地区1件の計2件です。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 この案件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第175号議案は全て承認されましたので、(案)を削除願います。続きまして、第176号議案農用地利用配分計画(案)について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 第176号議案 農用地利用配分計画(案)について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る農用地利用配分につきまして、宮地区20件計画されています。こちらは、佐世保市長より、農業委員会に対して、利用配分計画を受ける者が妥当であるかの意見照会がなされたもので、総会での審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。

なお、5番から8番の案件に関係する委員がおられます。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 5番から8番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき先行審議をいたします。該当委員は一時退席願います。

～委員退室～

議 長 それでは、5番から8番の案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。5番から8番の案件につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、5番から8番は承認されました。委員は入室願います。

～委員入室～

議 長           それでは、5番から8番を除く残りの案件について、何かご意見等ございませんか。

委 員           (なし)

議 長           ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員       (挙手多数)

議 長           賛成多数です。第176号議案は承認されましたので、審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。

次に、第177号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】(案)について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局       第177号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】(案)について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る一括方式による利用権設定につきまして、宮地区3件の申し出がありました。

ご審議よろしくお願いいいたします。

議 長           この案件について何かご意見等ございませんか。

委 員           (なし)

議 長           ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員       (挙手多数)

議 長           賛成多数です。第177号議案については全て承認されましたので、(案)を削除願います。

続きまして、第178号議案 令和3年度遊休農地所有者への利用意向調査の実施について(案)事務局の説明をお願いします。

事 務 局       第178号議案 令和3年度遊休農地所有者への利用意向調査の実施について(案)についてご説明いたします。

調査方針、調査対象、調査方法、調査内容、調査時期については記載のとおりです。

なお、回答期限につきましては調査票の発出から2週間程度に設定する予定ですので、12月総会時に回答状況をお知らせいたします。

それでは、右上に第178号議案当日配付資料と記載しております資料をご覧ください

い。

1 から 2 ページには、意向調査における農業委員、推進委員の活動方法についてとして、調査の目的やスケジュール、想定される問い合わせの内容などを記載しております。今回の調査は、今年の 8 月まで行っていただいた農地利用状況調査の結果において、新たに遊休農地（A 判定）となった農地の所有者等に今後の意向を確認するものです。

調査書及び返信用封筒を対象者に郵送しますので、委員のみなさまにおかれましては、問い合わせ等があった際は、調査の趣旨等を説明のうえ、調査書を返信用封筒に入れて回答するよう促してください。

3 から 4 ページには、農地利用最適化推進業務活動報告書の記入例を添付しています、この意向調査にかかる活動については、記入例を参考に必ず記録してください。

5 から 1 2 ページは、対象者へ送付する鑑文、意向調査について（お願い）、回答していただく調査書及び記入例を添付しております。

今回の意向調査対象農地は、1 3 ページに記載しております地区別内訳書のとおり、全部で 3 9 1 筆、面積 2 4 8, 3 8 5. 4 8 m<sup>2</sup>となっております。1 5 ページからのリストについては、送付先住所をもとに地区ごとに分けています。不明な点等ございましたら事務局までお尋ねください。

本日ご承認いただけましたら、対象者あてに発送処理を行います。意向調査書の発出から 6 か月経過しても未回答の場合や回答どおりの利用が図られていない場合について、農地中間管理機構との協議の勧告がなされ、状況により対象農地の課税が強化されることとなりますので、問い合わせ等ありましたら、十分ご説明いただくようお願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明につきまして、何かご意見等ございませぬか。特に新しく委員になられた方分かりましたか。分からないところが執行する間に出てくると思います。その時は事務局へ確認をお願いします。ご質問はございませぬか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第 1 7 8 号議案は、承認されましたので、(案) を削除願います。これで、議案審議が終了しましたので、報告案件に移ります。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、事務局です。

報告 1 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の報告について、宮地区 1 件、三川内地区 1 件、佐世保地区 1 件の計 3 件の届出を受理しております。

報告2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、日宇地区2件、佐世保地区1件、大野地区1件、相浦、九十九地区1件の計5件を受理しております。

報告3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、江上地区1件、三川内地区1件、早岐地区1件、日宇地区1件、大野地区1件、相浦、九十九地区3件の計8件を受理しております。

報告4 都市計画法に係る開発事前協議開催状況について、大野地区1件が開催されております。

報告5 佐世保市土砂等による土地の埋立て等に関する指導要綱に係る事前協議開催状況について、相浦、九十九地区1件が開催されております。

以上ご報告いたします。

議 長 以上で報告事項が終わりましたので、その他に移りたいと思います。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 【令和3年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見に対する回答書】  
【1月末の終期リスト及び農地の利用権設定の更新について】  
【農業委員の欠員に係る公募等について】  
【視察研修の検討について】

議 長 以上で本日の総会を終了したいと思います、副会長からご挨拶をお願いします。

副 会 長 本日は慎重なご審議ありがとうございました。これをもちまして、第18回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。